

土地利用総合調整要領

(趣旨)

第1 この要領は、自然、歴史、文化、風土等に根ざし、先達に守り育まれてきた、個性と風格のある信州の風景や自然を守り、次代に引き継いでいくため、土地利用に関する重要な事項について、長期的かつ総合的な観点から調整を行う会議の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調整会議の設置)

第2 開発行為や土地利用計画等の土地利用に関する重要な事項について、長期的かつ総合的な観点から関係機関による調整を図るため、土地利用総合調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

2 調整会議は、次の各号に掲げる事項について、必要な調整(開発行為等をしようとする者、開発行為等をしている者又は開発行為等を完了した者(以下「事業者」という。)に対する指導、助言、要請等に関する検討を含む。)を行う。

(1) 次に掲げる法令に基づく許可、認可、命令、同意、勧告、指導その他これらに類する行為(以下「許可等」という。)に関すること

- ア 国土利用計画法
- イ 自然公園法
- ウ 自然環境保全法
- エ 農業振興地域の整備に関する法律
- オ 農地法
- カ 森林法
- キ 都市計画法
- ク 建築基準法
- ケ 景観法
- コ 環境影響評価法
- サ 大規模小売店舗立地法
- シ 長野県水環境保全条例
- ス 長野県豊かな水資源の保全に関する条例
- セ 長野県立自然公園条例
- ソ 長野県自然環境保全条例
- タ 長野県ふるさとの森林づくり条例
- チ 長野県景観条例
- ツ 長野県環境影響評価条例

(2) 次に掲げる行為に関すること

- ア 国土利用計画法に基づく都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の変更並びに規制区域の指定及び指定の解除並びにその区域の減少
- イ 都市計画法に基づく都市計画区域の指定、変更又は廃止及び市街化区域と市街化調整区域との区分の設定、変更又は廃止
- ウ 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域の区域の変更又は指定の解除
- エ 森林法に基づく森林の区域の設定、変更又は廃止
- オ 自然公園法に基づく国立公園又は国定公園の指定及び指定の解除並びにその区域の変更
- カ 自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域又は自然環境保全地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更
- キ 長野県立自然公園条例に基づく県立自然公園の指定及び指定の解除並びにその区域の変更

ク 長野県自然環境保全条例に基づく県自然環境保全地域又は郷土環境保全地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更

(3) 前2号に掲げる事項のほか、土地利用に関し、関係機関による調整を必要とする重要な事項

3 調整会議は、別表第1に掲げる職にある者（以下「調整委員」という。）により構成する。

4 調整委員を補佐するため、調整会議に幹事を置き、別表第2に掲げる職にある者並びに地域振興局長及び建設事務所長がそれぞれ指定する職員をもって充てる。

（調整会議の開催）

第3 調整会議は、企画振興部長が主宰する。

2 調整委員は、第2の第2項各号に掲げる事項について、関係機関による調整を図る必要があると判断したときは、企画振興部長に調整会議の開催を求めるものとする。

3 企画振興部長は、前項の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、速やかに関係する調整委員に出席を求めて調整会議を開催し、所要の調整を行うものとする。

4 企画振興部長は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、関係する調整委員に出席を求めて調整会議を開催し、所要の調整を行うことができる。

5 企画振興部長は、特に必要があると認めるときは、調整会議に調整委員以外の者の出席を求めることができる。

6 企画振興部長は、土地利用の調整を図るにあたり、必要があると認めるときは、事業者、関係市町村、関係住民、有識者等から意見を聴くものとする。

7 企画振興部長は、調整会議による調整の結果、必要があると認めるときは、関係する調整委員と連携して、事業者に対する指導、助言、要請その他の必要な措置をとるものとする。

8 企画振興部長は、第2項の求めがあった場合において、事案に応じ、幹事による会議（以下「幹事会」という。）において所要の調整を行わせることができる。

（幹事会の開催）

第4 幹事会は、総合政策課長が主宰する。

2 総合政策課長は、第3の第8項の規定による場合のほか、必要があると認めるときは、関係する幹事に出席を求めて幹事会を開催し、所要の調整を行うことができる。

3 総合政策課長は、特に必要があると認めるときは、幹事会に幹事以外の者の出席を求めることができる。

4 総合政策課長は、土地利用の調整を円滑に行うため、必要があると認めるときは、関係する幹事の指名する職員による会議（以下「担当者会議」という。）を開催し、所要の調整を行うことができる。

5 総合政策課長は、土地利用の調整を図るにあたり、必要があると認めるときは、事業者、関係市町村、関係住民、有識者等から意見を聴くものとする。

6 総合政策課長は、幹事会又は担当者会議による調整の結果、必要があると認めるときは、関係する幹事と連携して、事業者に対する指導、助言、要請その他の必要な措置をとるものとする。

（連絡会議の設置）

第5 土地利用に関する情報の共有を図ることにより、土地利用の調整を円滑に行うため、本庁に土地利用連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議は、本庁において許可等の事務を所管する係の係長により構成する。

3 総合政策課長は、連絡会議を定期的で開催し、土地利用の現況、開発事業の計画等に関する情報の共有を、継続的に図るものとする。

(庶務)

第6 調整会議及び連絡会議の庶務は、総合政策課において処理する。

(現地機関における体制)

第7 地域振興局長及び建設事務所長は、土地利用の調整を円滑に行うため、相互に連携して、土地利用に関する情報を包括的に把握し、整理し、及び共有する体制を整備するものとする。

(補則)

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要領は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和3年4月1日から施行する。

(別表第1)

- 1 企画振興部長
- 2 環境部長
- 3 産業労働部長
- 4 農政部長
- 5 林務部長
- 6 建設部長
- 7 地域振興局長
- 8 建設事務所長

(別表第2)

- 1 総合政策課長
- 2 環境政策課長
- 3 水大気環境課長
- 4 自然保護課長
- 5 産業政策課長
- 6 農業政策課長
- 7 森林政策課長
- 8 森林づくり推進課長
- 9 都市・まちづくり課長
- 10 建築住宅課長